

日本国環境省及び中華人民共和国環境保護部による 環境に関する普及啓発・教育及び技術の分野における 協力の一層の深化に関する覚書

日本国環境省及び中華人民共和国環境保護部（以下「双方」という。）は、「日中両政府の交流と協力の強化に関する共同プレス発表」、「日本国政府及び中華人民共和国政府による環境保護協力の一層の強化に関する共同声明」及び「日本国政府と中華人民共和国政府との環境・エネルギー分野における協力推進に関する共同コミュニケ」に基づき、環境普及啓発・教育及び技術の分野における協力について、以下の共通認識に達した。

一、協力の目標

双方は、持続可能な開発の促進を目標とし、環境に関する普及啓発及び教育の手段を充実させ、環境に関する普及啓発及び教育に関する能力を強化し、環境に関する人材育成を強化し、公衆の環境意識を向上させ、環境にやさしい技術に関する普及啓発と展示を促進することで一致した。

二、協力分野

双方は、日中友好環境保全センターの両国の環境協力における窓口及び架け橋としての役割をより一層発揮させ、社会に対する環境教育及び環境保全技術・設備の展示を推進し、先進的環境技術の移転と研究開発の分野における協力を実施する。双方は、以下の優先分野で協力をを行い、このために積極的に努力することを確認する。

1. 日中友好環境保全センター内に設置される日中環境技術情報プラザを積極的に活用することにより、双方の環境にやさしい技術を展示し、環境保全に関する知識の普及啓発を行い、政府、企業、社会団体、市民、青少年等社会の各界が環境保全に幅広く参加することを推進し、環境に関する普及啓発・教育及び技術交流を強化し、公衆の環境意識を向上させ、環境に関する科学知識を普及させる。
2. 日中高等環境教育協力を推進し、環境関係の学者の訪問や教師の交換、学生団体間のネットワーク形成等により、持続可能な開発の教育のための大学間交流を促進する。日中韓三カ国環境大臣会合において一致した環境に関する啓発教材等の共同編集など、小中学生を対象にした環境に関する啓発教育を共に展開していくことができる。
3. 環境にやさしい技術の市場化と普及・応用を推進する。環境科学技術協力を強化し、関連の技術の共同研究開発を推進する。協力には、双方が関心を有するその他の関連の分野又は内容を双方が協議して含めることができる。

三、事業のメカニズム

双方は、それぞれ連絡部門及びコーディネーターを指名して覚書の効果的な実施を推進させるとともに、本覚書の下での事業計画及び重点事業活動を共同で検討し、協

力の新しい道筋を模索する。

双方は、関連の機関が本覚書に基づいて行う協力活動の調整に責任を負い、日中友好環境保全センターは、中国側の事業の実施機関とする。

双方は、両国の協力を向上させ、また、新たな課題に取り組む上で、両国内における財政措置が不可欠であるという見解を共有し、双方の環境大臣が、上記分野における環境協力活動のための予算を割り当てるために努力を行うことの重要性を再確認する。

双方は、両国の各レベルの政府部門、学界、産業界及び民間部門が環境に関する普及啓発・教育及び技術に係る交流及び協力を積極的に参加することを奨励する。

この覚書は、署名の日から実施する。双方が廃止することを共同で決めた場合を除き、本覚書は持続的な役割を果たす。

この覚書は、2009年6月14日に北京で署名され、日本語及び中国語により、それぞれ二通を作成した。

日本国環境省
斉藤鉄夫

中華人民共和国環境保護部
周生賢